

グループホームふじいと 管理運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は社会福祉法人都賀の里が開設する、グループホームふじいと（以下「事業所」という。）が行う認知症対応型共同生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定めて、事業所の職員が要介護者に対して適切な認知症対応型共同生活介護のサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 事業所の職員は、共同生活を行うことに於いて、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な環境のもとで、認知症対応型共同生活介護計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上のお世話と機能訓練を行う。
- 3 事業の実施に当たっては、要介護者の家族や地域との結びつきを重視し、行政機関、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者、保健医療サービス、福祉サービスを提供するものとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 4 事業の運営に当たっては、安定的かつ継続的な事業運営に努める。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称、所在地、定員及び居室数は、次の通りとする。

- | | | |
|---|-----|--------------------|
| 1 | 名称 | グループホームふじいと |
| 2 | 所在地 | 栃木市都賀町臼久保 298 番地 5 |
| 3 | 定員 | 18名（2ユニット） |
| 4 | 居室数 | 18室 |

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- | | | |
|---|-----------------------------|--------------|
| 1 | 管理者 | 1名 |
| | 管理者は、事業所の従業員及び業務の管理を一元的に行う。 | |
| 2 | 介護従業者 | 7名以上 |
| | 介護従業者は認知症対応型共同生活介護を提供する。 | |
| 3 | 計画作成担当者 | 2名（介護従業者と兼務） |

(提供するサービスの内容)

第5条 事業者は、要介護者に共同生活を送る住居を準備し、入浴、排泄、食事の介護、その他

第6条 日常生活の世話及び要介護者の趣味、嗜好に応じた活動の支援その他の共同生活介護を適切に支援する。

2 空室が生じた場合については、定員の範囲内で各ユニット1名、30日を限度としてその空室を使用し利用希望者に対して短期入所を行う。

(認知症対応型共同生活介護の利用料その他費用の額)

第6条 認知症対応型共同生活介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、各々、自己負担割合証に記された額とする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払を受けることができるものとする。

- ① 部屋代
- ② 管理・共益費
- ③ 食材料費（おやつ代も含む）
- ④ 光熱水費
- ⑤ 日用品費及び事務費
- ⑥ 共益費（ガス・電気・水道共用部分）
- ⑦ その他の日常生活でも必要な費用

3 前項の費用の支払を受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明し、同意を受けるものとする。また、費用を変更する場合には、あらかじめ利用者またはその家族に対し事前に文書で説明した上で支払いに同意を受けるものとする。

4 短期利用の際のその他の費用として、次に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

- ① 部屋代
- ② 管理費・共益費
- ③ 食費
- ④ 光熱水費
- ⑤ 日用品費及び事務費
- ⑥ 共益費（ガス・電気・水道共用部分）
- ⑦ その他の経費（寝具等）

その他の日常生活でも必要な費用

5 食材料費、水道光熱費は年一回見直すものとする。

(苦情処理)

第7条 事業所は、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受け

た場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第8条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第9条 指定認知症対応型共同生活住居への入居に当たっては、主治医の診断書等に基づき、認知症状態であることを確認する。

- 2 協力医療機関、協力歯科医療機関を定め、介護保健施設等と連携して緊急時には速やかに必要な処置を行う。
- 3 入居者又は他の入居者当の生命や身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の行動制限を行わない。

(非常災害対策)〈自然災害・感染症〉

第10条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。また、感染症対策においても必要な研修及び訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 事業者は、従業者の資質向上を図るために研修の機会を下記の通りに設けて業務体制を整備する。

- | | |
|---------|----------|
| ① 採用時研修 | 採用後1ヶ月以内 |
| ② 継続研修 | 年1回以上 |

(秘密の保持)

第12条 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後に於いても、これらの保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

(その他)

第13条 この規程に定める事項の他、運営に必要な事項については、社会福祉法人都賀の里理事会において定めるものとする。

附則

この規程は平成18年12月1日から施行する。

平成21年6月1日改定

平成22年4月1日改定

平成30年9月1日改定

令和5年4月1日改定

令和6年4月1日改定

令和7年4月1日改定